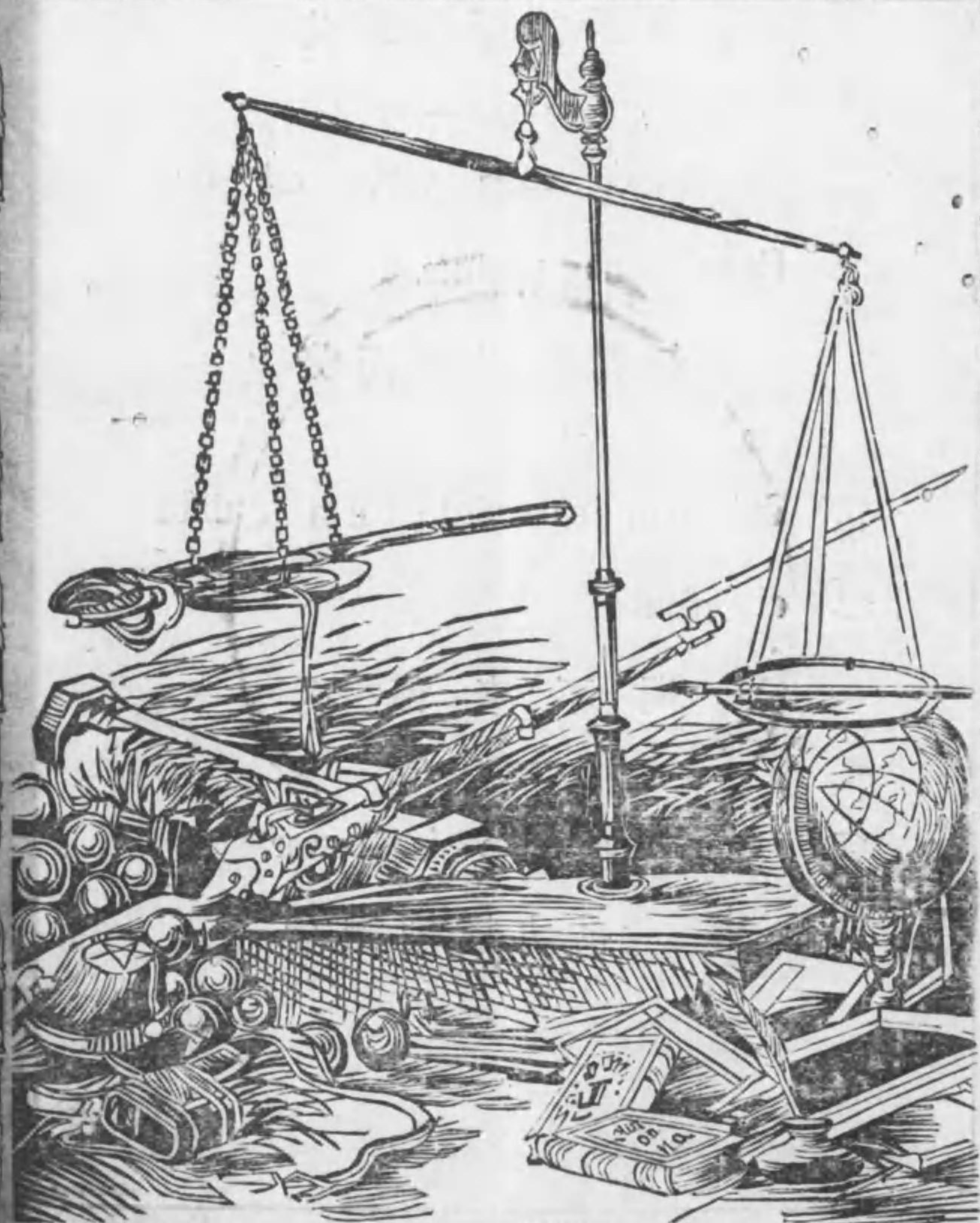


行刊日一十月二十年一十治明

聞新育教

號貳拾貳第

郵便遞送免許



始



論 說

日本教育探原

我邦教育ノ原始ヲ探究シ其由來スル所ヲ推敲シ方
 今文物ノ旺盛ヲ致ス所以果ノ何ノ元素ヨリシテ詰
 成スルカヲ分析スルハ教育社會ノ尤欠ク可ラサル
 要件ニシテ我輩記者ノ世人ニ對シ負擔セズンハア
 ル可ラサル所ノ義務トナサ、ルヲ得ス

夫レ文明ト云ヒ開化ト稱スルモ特ニ言語ノ符徴ノ
 ミニ非ス其之ヲ致スノ實アリテ然ル後其名アリ而
 ノ其實ヲ識ラントスルニ或ハ之ヲ當時ノ風潮ニ考
 ヘ或ハ之ヲ遺蹟ニ徴シ始メテ其開明タリ野蠻タル
 チ判ス可キ矣其當時ヲ想像シ其遺蹟ヲ徵考スル何
 ノ根據トスル所カアル乃チ斯文是ナリ然ラハ探原
 ノ初ニ於テ漢字漢文ノ傳來ヨリ推究ヲ爲スハ復無
 用ノ冗辨ニ非ルヲ信スルナリ

諸君ノ業既ニ熟知スル如ク我邦上古ノ文字ナキハ

Vertuti, non armis, fido.

威兵後而行德先

(羅丁語)

La beaute sans vertu est une fleur sans parfum.

(佛語)

香無花猶德無而美

Chi non sa ninte, non dubita di niente.

(伊語)

問不者識不

Knowledge is power

(英語)

也力權則識智

齊部廣成ノ古語拾遺ニ於テ証ス可ク盡ク口碑ニ傳
 ヘザハ稗田阿禮ノ古事記三卷ヲ讀記セシカ如ク固
 ヨリ疑フ可ラサル也故ニ教育ヲ擴充スルノ媒介ハ
 古來單ニ言語ノ讀記ナルヲ以テ或ハ事跡ノ湮滅誤
 謬ヲ免レノ降テ開化崇神ノ兩朝ニ至リテ任那ノ人
 來ル矣漢字ノ傳ル實ニ此時ニ始ル乎爾後文字アル
 チ以テノ故ニ傳記モ粗備リ問々逸事ノ後世ニ傳リ
 シ者多シ之ヲ當時教育ノ媒介ヲ得テ後世斯文字ヲ
 使用スルノ第一世紀トス可シ

仲哀天皇九年神功皇后三韓ヲ征シ文書ヲ攜帶セシ
 ヨリ應神天皇十六年百濟ヨリ博士王仁ヲ貢シ皇太
 子從フテ經傳ヲ學ヒシニ至リテハ文字ノ交通稍創
 リ教育ヲ敷クノ橋梁ヲ得タル者ト云フ可シ之ヲ想
 像スルニ廿年以降西洋ノ文物東遷シ上下舉リテ之
 チ摸倣シ恰モ甲モ開化乙モ文明ト稱セシ近時ノ風
 潮ノ如キ景況ニ在リシハ疑ヲ容レサルナリ彼舍人

親王ノ日本書記ヲ見ルモ其一班ヲ知ル可シ
 中古以降史學典故學等ノ名アリト雖在朝ノ君子
 之ヲ傳フルニ止マリ帝紀ヲ撰シ風土記ヲ錄スルモ
 皆民庶ノ與ラサル所ナリ况ヤ方今ノ如ク民間啾
 ノ聲ヲ絶サルノ趣アラソヤ孝徳ノ朝沙門曼法師及
 ヒ高向玄理二人ヲ以テ國ノ博士ト爲ストアリ此時
 已ニ學校ノ設ケアリシカ其制ノ如何ニ至リテハ之
 ヲ探究スルニ由ナシ天武天皇四年大學寮ノ名始メ
 テ史ニ見ル其官ハ頭助大允少允大屬少屬各一人ニ
 シテ寮中ノ庶務ヲ掌ルト云フ稍教育ノ勢力ヲ得ル
 者ニ庶幾シ

文徳天皇大寶律令ニ大學ヲ京師ニ置キ國學ヲ諸國
 ニ置キ博士ノ任學生ノ業ヲ定ム然レモ學校ノ制
 ル專ラ人材ヲ撰ミ官ニ任スルニ在リテ未ダ廣ク教
 育ヲ敷キ衆庶ノ智識ヲ瑩キ文化ヲ進ムレノ意アル
 ニアラス其後菅原大江ノ二氏文章院ヲ大學寮内ニ

設ケ東曹西曹ト云ヒ藤原冬嗣ノ勸學院嵯峨橘皇后

ノ學館院恒貞親王ノ淳和院在原行平ノ獎學院等總
 テ私立ニシテ專ラ其氏族ノ爲メニ設ケシ者トス是
 レ教育ノ稍欠ク可ラサルヲ解得シ貴族タル者必ス
 學ハズンハ職事ニ堪ヘサル者トナスニ庶幾シ其後
 盡ク之ヲ大學ノ別曹トス是ニ於テ乎稍教育ノ區域
 ヲ廣ムルニ似タリト雖在亦未ダ普通教育ノ趣旨ニ
 因ルニ非ル也

中世藤原氏國權ヲ掌握シ威福ヲ擅ニスルニ至リ競
 フテ淫靡ヲ事トシ學術詞藻ニ走り文化ヲ以テ國家
 治安ノ基礎ト爲ス者ナク僅ニ專門各宗ノ一二斯文
 ヲ維持シテ其業ヲ傳承セシノミ
 保元平治ノ大亂後源賴朝覇府ヲ鎌倉ニ開クニ至ル
 ノ間ハ藤原賴長藤原通憲等アリ學博シト稱スト雖
 モ治務ニ益ナク却テ其叛逆ノ意ヲ助クルコ足ル
 ノミ是レ常倫敗壞ノ極ニシテ其原教育ノ宜シキヲ

得サルニ因ス之ヲ不文無教ノ世ト稱ス可キ乎
 (此稿未濟)

漫 錄

荒淫的ノ娼婦ヲ嫌ヒ小道具家ノ骨董舖ヲ避ケ詞訟
 人ノ狀師ヲ忌ム世上間々其事ナキ能ハス地廻リハ
 娼妓ノ易キニ如カス詞訟人ハ狀師ノ精シキニ如カ
 サルハ槍夫モ知ル所ナレ共之ヲ爲サズ本職ヲ嫌フ
 テ偽物ヲ好ムモノハ内ニ疑懼ノ念アレハナリ娼妓
 ハ慣レ易クシテ却テ人ヲ誘フ狀師ハ甚精クシテ却
 テ人ヲ眩惑スルノ術者ナキニ非レハ世ハ疑懼ノ念
 ヲ抱クモ亦其理ナキニアラサルモ獨リ婦人女子ノ
 大醫國手先生ヲ疑懼スルニ至リテハ亦甚笑フ可キ
 事アリ余一日某ノ室家ヲ訪フ其人最恰爾ノ質タリ
 時ニ少ク病メリ其醫ヲ問ヘハ乃チ云フ初メ某先生
 ノ診斷ヲ受ケ又某老ノ藥劑ヲ飲ム皆中途之ヲ廢シ

今也某氏ニ依頼スト其業ヲ聞クニ其初メ診察ヲ受
 ケ藥劑ヲ乞フ所ハ皆是當今ノ巨擘國手而シ今其依
 頼スル所ハ却テ是庸醫ナリ余疑フテ其故ヲ問フ婦
 人對曰ク某ノ先生ノ診察スルヤ對立一視隻手腕ヲ
 握シ輕ク看過シ復容體ヲ問ハス却テ傍ニ向フテ他
 ノ藥劑ヲ指揮ス某ノ先生ノ藥劑ヲ配スルヤ曾テ之
 ヲ親ラセス故ニ妾共ニ心ヲ安メ之ヲ信セサルナリ
 今某氏ハ診察必ス雙手懸懸吾ヲ氣ヒ復テ探リ配劑
 亦必ス丁寧親ラス其容體ヲ問フモ朝暮ノ氣分ヨリ
 食物衣衾ノ度尿尿ノ如何ニ至ル迄悉ク之ヲ聞カサ
 ルナシ其意ヲ用ケル如此シ妾意甚之ヲ依信スト余
 聞テ笑嚙々地ヘス少頃アリテ愀然トシテ思ヘラク
 是豈婦女子ノミ然ランヤ世間往々男子ニシテ尙斯
 クノ如キ思想ヲ抱ク者アリ彼レ焉ソ雙手モ雙手ニ
 劣リ藥局モ藥籠ニ異ナラサルヲ知ランヤ世ノ指シ
 テ巨擘國手トナス者一見即チ其病ノ肺タル膈タル

チ知り微効之ヲ類推シ方劑早ク意中ニ定マル乃チ
 雙手腕ヲ握ムモ亦餘事ノミ何ソ必スシモ喋々喃々
 始メテ信ス可シトセンヤ唱婦狀師ハ事輕クシテ害
 淺シ且近ヅカスンハ好カラシ醫ハ則否ラス一視一
 七死生ニ關ス慎マヌンハ有ル可ラス
 ○脚下カラ鳥ガタツト云フ如キ遠ニ事變ノ生セシ
 時ニハ人々兎角狼狽シテ却テ其爲メ大害ヲ來タス
 事ナキニ非ス斯ノ如キ時ニハ心ヲ鎮メテ狼狽セサ
 ルチ第一ノ良策トス假令ハ發狂人ニ出逢ヒ他ニ避
 シルノ路ナク事危急ナレハ救助人ノ來ル迄ハ我身
 チ狂人ノ意ニ任ス可シ或旅人宿ニ於テ寓客俄ニ發
 狂シ白刃ヲ持シテ主婦ノ房ニ來リ婦人ニ向テ云フ
 我レ汝カ頭ヲ斬ラント欲スト此時房中人ナク唯其
 婦人ノミナレハ危急眼前ニ迫レリ婦人思ヘラク驚
 ク氣色ヲ顯サハ災害忽チ至ラント心ニ一計ヲ案シ
 恭然トシテ動カス狂人ニ謂テ曰ク我レ布巾ヲ取り

來リ以テ流血ノ疊ノ汚ヲ拭ハント狂人果メ其策ニ
 陥リ之ヲ許ス因テ斯婦人ハ難ナク此危急ノ場チ出
 ルチ得テ他人ニ助ケテ請ヒ遂ニ狂人ヲ捕縛セシト
 蓋シ此時婦人若シ狼狽シテ高聲ニ助ケテ求メ或ハ
 直ニ脱レントセハ忽チ一身分體セラレハニ必竟心
 チ鎮メテ騒動セサリマニ因リ不測ノ災害ヲ免レタ
 ルナリ
 ○勸教少若
 英國人コベット氏著
 社員甘糟齋郎 譯
 第一章 若輩ニ諭告ス
 今爰ニ會スル諸君ノ年齢ヲ考レハ已ニ其明言確説
 ハ國法ノ重ニスル所ナリ全先ツ十四才乃至二十才
 ノ若輩ニ論スニ幸福ノ道ニ互リ萬民ノ利益ヲ圖リ
 諸君ヲ輔佐スル親戚親友ノ名譽ヲ來ス可キ方法ヲ
 説キ後ニ至テ両親ニ對シテ盡ス可キ義務ヲ陳述セ
 ントス

抑余ガ專一ニ求需スルハ人間ノ斯世ニ生レ身體強
 壯心神確實正明ニシテ一營業ニ從事シ己レガ受ケ
 タル恩義ヲ報償スルナクシテ生活スルノ通義ヲ有
 セズ假令現々其身ニ取リテ少シモ他人ニ歸負ナキ
 モ終ニ己レガ子チ人ニ養ハシメ動モスレハ人チシ
 テ己レガ子チ養育セシム可キ機會ヲ索ムル等ノ場
 合ニ至レハ已ニ生活ノ通義ヲ失ヘル者ナリト諸君
 能ク之チ心中ニ貫通シテ忘ル可ラス他人ノ勞力ニ
 依頼シテ斯世ヲ過サント欲スルハ恰モ吡騙ヲ始計
 スル如ク甚シキニ至テハ強暴掠奪ニ比ス可キ者ア
 リ
 諸君中年ニ達シテ生活ノ大眼目トスル所ハ幸福安
 樂ナル生涯ヲ終ルニアル可シ而シテ此着眼ニ達セ
 ントスルニハ不羈獨立ノ心ナクシテ能ハサルチ了
 解セヨ己レ一個ノ功勞ヲ以テ嚮導者トセスシテ唯
 々人ノ愛顧其負等ニ依頼スルハ大過失ナリ諸君一

營業ニ從事セントスル時ハ華美ナル衣服ヲ着ケ高
 貴ノ尊号ヲ得ルトモ獨立チ保存スヘカラサル位置
 チ索ムル勿レ斯ク言ヘハ然レハ此等ノ位置ニ就ク
 者ナキ能ハスト詰ル人アルベケレハ畢竟斯クノ如
 キ位置ハ幸福ヲ來スニ似テ實ハ不幸ヲ生スルノ基
 ナリトハ余カ久シク實視スル所ナリ蓋シ其理ヲ説
 ノニハ總テ他人ノ依怙最負ニ依頼スル者ハ同時ニ
 之チ失フノ患アリ何ントナレハ又外ニ此人ト愛チ
 競フ者アリテ常ニ其愛チ奪ハント欲スル時ハ此等
 ノ人ノ爲メニ超越セラル、ノ恐レ寸時モ心ヲ離レ
 ズ怯然タル懸念ノ情恰モ奴隸ト一般ナリ實ニ饑餓
 怠惰ナル犬モ此奴隸心ヲ抱ケル懶惰人ニハ遙ニ優
 ル可シ故ニ情ナレハ必ス奴隸トナルハ逃ル可カラ
 ザル定則ナリ奴隸中ニモ屢々美味ヲ甘シ美服ヲ
 纏フ者アレハ敢テ主ノ意ニ抗スル能ハス假令其主
 ハ無道ナルカ亂醉家ナルカ愚人ナルカ然ラサレハ

此三性ノ結合シタル人物ナリハ心中密カニ不平不
滿ヲ抱キナカラ顯ニ其所行ヲ咎ムル能ハス學識才
智其主ニ百倍スレハ其指令ニ戻ル能ハサレハ現ニ
善行ト思ハサル事モ天然ノ性質ヲ曲ケテ之ニ從ヒ
遂ニハ天性ノ發覺ヲ禁メテ不幸卑屈ノ人トナルヲ
免レス今余カ言ヲ一讀スル人々ハ此ノ如キ鄙陋凌
辱ノ生活ヲ送ルヨリ寧ロ死スルヲ好シトスルナラ
身体健全心神敏達ナル若輩屢好シテ奴隸ニ陥リ相
鏡フテ此ノ賤シキ勤勞ヲ求ムルハ何事ア蓋シ其理
一ナリ目下流行ノ驕奢ニ從ヒ各人分限不相應ノ專
業飲食衣服等ヲ得ント欲シテ満足ノ心ナキヨリ幸
福自由ナル活業ヲ離レテ範美ナル奴隸ト化スルナ
リ
佛國人ハ足ルヲ知ル (僅少ニテ暮スノ義ナリ)ノ
三語ヲ以テ獨立心ノ大元素トナスハ常ニ全ノ深ク

感スル所ナリ足ルヲ知ルハ實ニ奴隸心ノ一大豫防
ニシテ衣食住等ニ普子ク關スル語ナリドクトル、
ジョモンソンハ彼ノ著名ナル字典ヲ纂輯セル時 Paris
OUT (年給ヲ受クル人ノ義)ナル語ヲ註解スルニ國
ハ奴隸ノ詞ヲ以テセリ然ルニ其ノ後ニ至リテ自身
ニ年給ヲ賜ハル人トナリ實ニ其註解ノ如ク國ノ奴
隸トナリテ死セリ斯ノ如キ多才精勤ノ人ニシテ甘
ンシテ年給ヲ受ケ又如何ナル事理ニ由テ之ヲ受ク
ルヲ要求セシヤチ考フレハ則驕奢ノ外ニ出テス而
シテ此驕奢ハ重ニ飲食等ニアリ斯ル習慣ニ迷ハサ
レテ缺乏ヲ生シ破廉耻ノ行アリテ遂ニハ身神ノ柔
弱ヲ來タスモノナリ (以下次号)
編者曰ク本文ノ如キハ實ニ方今ノ通害ニシテ能
時弊ニ適中スト云可シ每号一二葉宛摘出シ大尾
ニ至リ胡淵ニ付セントス看官幸ニ愛顧ヲ賜ヘ
フレテリツク、ブリツヤ氏

家中教育論(前号ノ續キ)杉山重義 譯

少シク思慮アル人ハ必ス能ク之ヲ了解スルナルベ
シ幼兒ノ各種ノ材能ニ賦與スルハコロノ教導ハ多
クハ其父母ノ日ニ爲ストコロノ行事ト其言語ニヨ
リテ敢テ教導ヲ爲スノ意ヲ有セサルモ知ラス知ラ
ス其爲ストコロニ從フモノナリ然リト雖モ最モ完
全ニ教導シ得可キ行事ト最モ健全ナル勢力ヲ有ス
ベキ場合トナシ注意スルニ至リテハ殆ト之ヲ爲サ、
ル者ノ如シ進路ノ順序ニ從ヒ一定シタル主義ニ由
リ之ヲ其目的ノ点ニ向ケ練熟ニ之ヲ誘導スルノ教
育ハ必ス其鴻点ニ達シ得ヘシト雖モ苟モ然ラスシ
テ賦與シタル所ノ教育ハ特ニ其目的ニ達スルヲ得
サルノミナラス或ハ亦其希望スルトコロニ反對ノ
結果ヲナスニ至ルコトナキニシモ非ラサルナリ
若シ余輩其子ノ不善ノ起源ハ皆父母ノ言行ニアラ
サルナク家族ニ付テ其性質ヲ形造ルコト爲シテ其

場合ノ教育ノ進ミチ考フル時ハ不善ナル父母ノ行
事ハ其家族ノ風習トニ因リテ其社會ニ突入スルチ
思ヒ未ダ嘗テ之ヲ痛歎セスンハアラサルナリ余ハ
之ヲ稱シテ地球ノ之ヲ惡ムノ所爲ト云フモ敢テ過
クルトコロノ言ナラサルチ信スルナリ如何トナレ
ハ若シ余輩靜カニ彼等カ現時カ或ハ未來カ或ハ直
接カ或ハ間接カ其勢力ヲ及ボストコロノ全キ境界
ヲ推測スル時ハ總テ他ノモノヨリ最モ惡ムベキノ
不善ノ泉源トナサ、ルチ得サルチ以テナリ若シ此
ノ父母ノ不善ノ及ボストコロノ結果ト比較スル時
ハ猶不善ナル朋友ノ勢力ハ無罪チ以テ潔白ナリト
云フ可シ (以下次号)

雜報

○神戸師範學校にて先頃より久しく亞米利加の
學校で法律學を修業し遂ニ其証書までも得錦をか

ざりて歸朝されたる有名なる津田純一先生と一ヶ月金百圓までお雇入れお相成り其校長と命せられしが世上の評判ではヤレ師範學校といふ小學教員と養成する處で決して裁判官や代言人の稽古をとする場所じやないから法律よそれは違はした先生なご師範學校の校長よりも法律學校の先生の方に間よ合ふのヤレ地方の師範學校の校長で月給百圓は余り安ひものでございのだ種々矢鱈なことを申せ升たが編者ば兼て津田先生の特り法律のみならず諸子百家ホィ百般の學問お達せられたるを知り居れと世上の馬鹿者が亦た何を言ふぞと獨り笑ふて居りましたが編者のみるところと毫もちがはず今度兵庫縣ふて彌神戸に中學を設置され津田先生を以て中學師範兩校の校長となし既に去る五日よて中學開業の式と施行せられ縣令森岡公を始め原少書記官並各課々長及び區長學區取締等悉く臨席お

て縣令より中學校長の任を津田先生お嘱せられれより理化學教師永沼先生等の祝文もあり式了りて西洋料理の五馳走も出て余程盛大ある開業式でありまよまッレ世間の評判と事實との差ひとこんなもれで神戸中學の追々盛大よあることと編者か大鼓の如き判を捺して保証する事如件
○學問と兎角虚飾の方お流れ易きものあるが此れふと當府下れ學校の内でも最も實地お益あり感服すべしと稱賛ると天神筋町の菅南學校でと去る七日より土曜日學校を開き毎日出頭の出來ぬ生徒並に丁稚でも小僧でも土曜日の半休暇よ出校して勉強するとの出來るよふなとありましたが何より結構なとですうら丁稚さんも小僧さんも土曜日よと出で勉強なされ學問としさら一生身の徳でも學問と若旦那やばんさんのよふな閑暇な人おかりがするものでは御坐り升せん人間と名の付くものと

誰れでもやぶあきれをかりません
○此れも同じく感服至極な話と編者がうれしそ字に書き出せば此度川口波戸場の近邊へ集船學校といふと有志數名の協力にて設置され碓泊の余暇教授さる、といふと實に結構至極の事なり土曜日學校あり又た此校あり家よ不學の人なきよ至る期して待つべし

育のことを演説して居ります

○民権家は土佐の山林より出て演説者は三田の長屋より出つと逸世人の許したる程能辨家の集りたる東京三田福澤先生の門下よても最も勇辨の聞えある甲斐織衛先生と兼てより神戸商法講習所よて生徒よ教授せられ居りしが先生は頗る商法學に達せられたるを以て四方より先生を招きてその演説と願ふもの多く此頃は當地よりも招待する人あり先生も幸よ十里の鐵道と遠しとせずして毎月數回當府下へもきたられ商法の演説をせらるよ一所と健か道修町心齋橋筋西へ入ル北側と聞きぬ皆さんいつて聞かされ又以て我府下を利するところあるべしと編者堅く之と保証仕候

○淡路は只一個の小島なれとも文學の開けたる事實よ非常よて演說會も余程盛とみぬ近頃の淡路新聞よて有志輩か頻りよ教育演說會と興さんと尽力せらる、とよ讀みまいたが夫の須本中學校の校長鹿島先生と弊社の杉山重義と嘗て東京れある校よて共に學びし人おて頗る教育の事に骨折らる、先生もへ必ず教育演說會も盛んよなるでとあふふと同人か蔭なからよろこんで居り升こんることを力よ同人も毎月二回つ、神戸の相生學校へ出張して教

○書は無益のものだ杯云ふ妙な人が世よと澤山あれども皆譯もない囁語にて其証據よは東京の工部大學校にても書學と教へられ府縣の小學校にても

書學の科あるをもつて世上の人も稍くその有益なることを知り東京にて近頃油畫が大流行なれども當府下にいまだよき油畫師もなかりしより人々いまだ油畫の名をきゝて其實物とみしことさるなかりしが先頃より菱洲加島信成といふ油畫の先生が當地でその業を始められてより追々油畫の有益なるを知り先生お來りて己れの肖像を寫さんとを求むるもあり又先生お付てこれと學ぶ生徒も陸續増加する様子です追々畫も面目と改めて實の美術の一つともなりましよう

○過日當府第五課より各大區學區取締へ各小學よて入用の就學牌の員數を取調よと達せられたるにて
○小學の教科書も是迄の文部省出版とか東京師範學校編輯とかいふ書でなければ用いぬとか用いらぬとかいふ處が澤山ありましたが兼ても記載しませと通り決して文部省の出版より外よこ其善の書

藉かないといふ筈も亦く又東京師範學校編輯の識本や地誌畧杯の先年東京ニ始メテ師範學校を置かれ一時小學の教科書がなひとて急ニ編輯されしもの故を以て一すは俄こしらへの氣味が見へませし其頃同校ニ居りました上等の生徒杯は彼是喧ましく申されましたが其儘今日迄教科書も加りて居ますのを今度愛媛縣師範學校での悉皆改正さるゝとかの事で摘要日本地誌略といふ二冊ものが出版になりました下等小學の六七級よ適當の書と存し升さしか翻刻あり分板なりするとの事としさから御望みあらは弊社まで御一報被下度まつと口上サユ

○衛生と人生欠く可からざる須要の事柄でありながら兎角は等閑がちの者です殊に古人より仕來りの者杯は毒とまじつ、打過さて後悔する誌しもま、ありませ此頃府廳より御達のありし銅を用いて銅

あし白目鍍を以て銅の酸化を防ぎしは皆さんも知りての通り青く綠青が直にお出ます但其綠青とと酸化といふのでと総て鍍屬之(アンチモニウム)を含みて居ませそれを白目鍍と別で此氣充分あり大毒故以來は錫を鍍して健康を害はぬよふおとけ厚き五趣意ですから皆さん氣をた付なさい錫も鍍屬てありませが毒氣の薄き物て五坐り升

○東京でも京都でも又當地でも兎角人力車引杯の不當の賃金を貪り田舎から初て來た人と大に迷惑する事が問々ありませが根が教育を受けぬ人てたませから深くも尤められません然る先達て府廳から不當の賃金を請求する者は該車の番号を認め巡行の巡查お届けらとお達しがありました前

○竹に雀と仙臺三の御紋てない其仙臺に雀より大きな鶴鳴社といふ御役所てもなく學校てもなさ

そらな社か出來まして其口上オット廣告と得ませたから目よかけませ「之ヲ大コソハ社會ノ利益ヲ計畫シ之ヲ小コシテハ各自ノ智識ヲ交換ス是レ此社ヲ結合スル所以ノ大趣意ナリ討論演說談話翰讀時ニ從ヒ之ヲ定メ世道人心ヨリ學術工業ニ至リ之ヲ講シ之ヲ讀シテ他日之ヲ事業ニ發セント欲スルナリ同志ノ諸君焉」此社ニ入ルヲ爲サ、ル其規則ノ如キハ請フ之ヲ仙臺新聞社ニ問ヘ」と大聲を發して鳴かれましたイヤ書いてありませ

○社員天野岐か編輯したる小學養生談と杉山重義か譯しる(ギブ)氏の政談といふ二本と過日發行いたしり

投書

前号ノ續キ

赤浦ノ一寒生

馬ニ跨リ敵陣ヲ衝クニ其馬若シ軟弱ナレハ

明治十一年十一月廿九日

文部卿西鄉從道

○第十号

文部省配付公立師範學校補助金ノ儀師範學校教員給料師範學校書籍器械費師範學校營繕費師範學校長及職員給料等ニ仕拂ノ外別ニ支消ヲ要スル節ハ金員並ニ其事由ヲ具シ文部省へ可伺出此旨相達候事

明治十一年十一月廿九日

文部卿西鄉從道

○第十一号

文部省配付小學補助金並ニ公立師範學校補助金ノ儀文部省へ經伺ノ上支消スル件ハ右ノ補助金勘定帳中毎件何年何月何日伺濟ト附記可致此旨相達候事

明治十一年十一月廿九日

文部卿西鄉從道

○天第百八十三号

出版々權願届書ノ儀ニ付明治九年一月地第四号ヲ以相達置候但書左之通改正候條此旨管内該營業ノ者へ無洩相達候事

明治十一年十二月四日

大坂府知事渡邊昇

但著者ノ相續人住所不相分節ハ願届書へ將來右相續人ヨリ如何様申出候共私引請可申旨記載可致候尤是迄願届濟ト雖モ著者故人ニテ其相續人連印無之分ハ右ニ準シ更ニ届書可差出候事

○第十八号

和文電報ノ出狀トモ住所姓名ニ至ル迄從來本文同一ノ割合ヲ以テ賃錢取立候處來ル明治十二年一月一日ヨリ國中一般距里ノ遠近ニ拘ハラス住所姓名ハ壹通毎ニ金五錢ヲ取立且是マテ署名許可ヲ得

明治十一年十一月廿五日

大坂府知事渡邊昇

社・告

弊社本局ヲ從來綱島町二番地ニ設ケ賣捌事務万端ヲ心齋橋筋二丁目四番地進取社ニ於テ取扱候處本局ノ地何分偏僻ニ有之且狹隘ニシテ多數ノ社員集會等ノ便宜ヲ欠キ候付今回今橋壹丁目十四番地ニ移轉仕別記之通社則改正廣ク教育ノ便益ニ注意シ追々會日ヲ増加シ講談談論會等相設其餘暇本紙ヲ發兌シ遠隔ノ地ニ在リテ集會ヲ得サル同好諸君ノ需用ニ供セントス

○天第百七十五号

太政官壹兩札以下并民部省金札交換ノ義ニ付本年當府天第七拾号並同号附録及ヒ天第百号ヲ以及布達候ニ付テハ最早引換殘ハ有之間敷然ル所交換洩引換方ノ儀ニ付東京府外四縣ヨリ一瀨省エ上申ノ趣モ有之特別ノ譯ヲ以テ交換開届來ル十二月卅一日限管内無洩取調可申出旨今般同省ヨリ達有之候尙無遺滿取調所持ノ者ハ來ル十二月廿八日限可申出尤右期日ヲ過キ候ハ、何様ノ苦情申出候共交換難相成候條此旨管内無漏相達候事 (但書畧之)

工部卿井上馨代理

工部太輔山尾庸三

ル者又ハ將來願ヒ出候者トモ同日ヨリ手数料トシテ壹ケ年ニ付金十五山ノ割合ヲ以テ取立ベキ條兼テ最寄電信分局ト約定致シ置可申候此旨布達候事

明治十一年十一月廿二日

弊社本局ヲ設立シ教育ノ公益ヲ謀ラズルノ儀ハ同學諸兄ト浪華ニ會スルノ日粗決定スト雖モ各一地方ニ奉仕スルヲ以テ專其事ニ從フヲ得スコ、ニ於テ各地官立師範學校ヲ中心トシ會同ヲ計リ或ハ通信ヲ開キ各地教育ノ便否得失ヲ討論シ聊カ素志ヲ

漏サントス然ルニ本年一月東京ヲ除クノ外官立師範學校廢止ノ令アリ同學諸兄ノ離散スル者蓋多ク終ニ其期會ヲ得ス幸ニ諸兄ノ各府縣學事ニ執掌スル者アリト雖ヒ一隅或ハ一邊鄙ノ地ニ駐在スル如キニ至リテハ會同ヲ得ル最難ク隨テ通信モ亦疎闊ニ過ルノ憾アリ本年春英忠天野皎ト共ニ兵庫ニ在リ會談此事ニ及フ切齒ニ堪ヘス社友ヲ獎勵シテ教育新聞ノ一社ヲ開カノ素志ヲ擴メントス然レトモ同シク仕藉ニ在ルヲ以テ復專ラ社務ヲ擔理スル能ハス曩ニ皎官ヲ辭シ假ニ其責ニ任スト雖ヒ亦薪食ノ憂アリ爾來體裁ヲ改メ或ハ發兌ヲ減シ其絶ヘサル恰モ縷ノ如ク實ニ諸兄ニ對シ報然タルニ堪ヘサル也近頃社友野澤玄宣歩ヲ浪華ニ移シ英忠亦職ヲ辭シテ閑ニ就クニ際ス乃玄宣ヲ推シテ編輯長トシ新聞ノ體裁ヲ薦ニ復シ社則ヲ釐正シ本社設立ノ趣旨ヲ達セントス英忠等自ラ計ヲス進ミテ教育先導者

タルニ堪フルト爲スニ非ス庶幾クハ諸兄ト智識ヲ交換シ素志ヲ遂クルヲ望ミテ冀望スルノミ請フ諸兄ニ任其人ニ非ルヲ尤ムル勿レ他日千里ノ能アリテ克ク教育ノ牛耳ヲ取ル者斯社ヨリ出ルノ時アラソ忠等ハ特ニ死馬ノ支骨ノミ茲ニ本社ノ制規ヲ付記シ諸兄ノ覽閱ニ供シ併セテ社運ノ隆盛ヲ豫期スト云爾

大坂教育社制規

第一條 主旨

社ヲ設立スルノ主旨ハ同志集會或ハ書信ヲ通シ教育ヲ擴充スルヲ謀ルニ在リ

第二條 社名

社ヲ大坂ニ置キ專ラ教育ニ關スル事項ヲ討議スルニ因ル

第三條 社員

社員定員通信官格外員ノ三トス

第四條 定員

社ニ會同シテ事ヲ議シ或ハ遠隔ノ地ニ在リト雖ヒ厚ク教育ニ意ヲ用キ本社ノ休裁ニ關スル者トス之ニ加ランヲ望ム者ハ一ノ社員ノ紹介ニヨリ社員入札全數ヲ以テ之ニ撰入ス可シ

第五條 通信員

遠隔ノ地ニ在リテ厚ク心ヲ教育ニ用キル人ニシテ壹ケ月三回以上必ス教育必需ノ通信ヲ怠ラサル者トス社員入札三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ニ撰入シ或ハ依頼スルヲアル可シ

第六條 格外員

遠國ヨリ來坂シ一時滯坂スル者或ハ通信員ニ非スト雖ヒ遠隔ノ地ニ在リテ厚ク教育ニ心ヲ用キ社員ノ名義ヲ帶フル者トス(之ヲ撰入シ及ヒ依頼スルノ手續ハ通信員ニ同シ)

第七條 會日

毎日曜日ヲ以テ社員會同ノ定日トス

第八條

社ノ書類會計等ハ定員中在坂ノ者ヲ撰定シ之ヲ關セシム

第九條

教育新聞發兌收入純益金ハ之ヲ三分シ一ヲ蓄積金トナシ一ヲ定員分配金トナシ一ヲ通信員ノ分配金トナス

第十條

社ノ制規ヲ改正増減スルハ定員商議ノ上三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可シ

以上

明治十一年十二月

大阪教育社員

松本英忠識

○本紙ハ外々ノ新聞ト異ニシテ集メテ一小冊子トナシ教官或ハ生學ノ爲メ有益ナル教育論等ヲ每号ニ編述シ看官ニ供スルノ趣旨ナレハ尊覽ニ玉論名說等散逸ナク御投寄アラソクテ請フ

○府縣中小學教員或ハ師範學校教員等御採用ノ際ハ住所及給料等御記載御申越シ被下候ハ、適當ノ人物御周旋可仕候

○各府縣教育委任ノ諸官吏（學務課學區取締巡回訓導等）其區域内ノ學校或ハ生徒等へ御願與ノ爲メ取纏メ本紙ヲ購求被成候節ハ格別相働キ賣捌直段ヲ以テ差上可申候

○教育ニ關スル物品乃チ書籍筆墨紙其他學校用諸器共賣弘ノ廣告ハ廉價ヲ以テ御引受ケ可申候定價左之通

一行ニ付一号分金二錢 全一ヶ月分金一錢八厘
書ハ其行數ノ割合ニヨリ申受別段増價不致候

○教員ノ閑散ニテ他ニ奉職御求ノ方ハ本社へ御住所姓名及ヒ思召ノ俸給御通知有之候へハ無代ヲ以テ左ノ報告仕候

給料幾許ヲ以テ教師志願ノ何府縣或ハ何官立師範學校卒業生アリ右聘用ノ方ハ本社へ御通知被下度候

本社新聞定價

一部金四錢○一ヶ月前金十錢○三ヶ月二十八錢○半年五十錢 府外遞送ノ分ハ定價ノ外每号壹錢宛郵便稅申受ク候且前金ノ期月相切レ候共御斷ノ御沙汰無之間ハ引續差出可申候事

今橋壹町目十四番地

本局 大阪教育社

編輯人 野澤玄宣

印刷人 天野 皎

印刷 大阪新報社

終